

平成31年度 岐阜県都市計画区域マスタープラン策定調査業務委託 特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この特記仕様書は、「平成31年度 岐阜県都市計画区域マスタープラン策定調査業務委託」について適用する。本仕様書に特記なき事項については、設計業務委託共通仕様書（岐阜県）（以下「共通仕様書」という。）の「第1編共通編」に準ずるものとする。

(目的)

第2条 都市計画法第6条の2に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）については、県内全ての区域（27区域）で平成22年度から平成23年度にかけて都市計画決定している。現行の都市計画区域マスタープランは目標年次が平成32年となっていることから、平成32年度までに新たな目標年次を設定したマスタープランに改定する必要がある。

岐阜県においては、都市計画法第15条の2の規定に基づき、都市計画区域を構成する市町より都市計画区域マスタープランの素案となるべき事項（以下、「市町素案」という。）を申し出ていただくこととしており、この市町素案を基に県としての都市計画区域マスタープラン素案を作成し、各種調整・法定協議等を経て都市計画決定する予定である。

本業務は、平成32年度までに都市計画区域マスタープランを都市計画決定することを目標に、これまでに実施されている都市計画基礎調査の解析、市町素案等から各都市計画区域の課題と解決方策等を検討し県原案の策定等を目的とする。

(通則)

第3条 受注者（以下「乙」という。）は、業務の着手にあたり、発注者（以下「甲」という。）と詳細にわたる協議を行い、承認を受けた後、作業を進めるものとする。また、乙は作業途中においても甲と常時打ち合わせを行い、疑義が生じた場合は甲の指示を受けものとする。この打ち合わせを行った場合、乙はその都度打ち合わせ記録簿を作成し、甲との確認を行うものとする。

第2章 業務の内容

(調査対象期間)

第4条 本業務において策定する都市計画区域マスタープランは、概ね20年後の2040年の都市の姿を展望しつつ、目標年次は2030年とする。なお、中間の2025年を中間見直しの年次とする。

(調査対象区域)

第5条 本業務の調査対象都市計画区域は、以下の27区域38市町とする。

(1) 業務内容のうち第6条の(1)～(7)の業務内容を行う調査対象都市計画区域

岐阜都市計画区域：岐阜市、瑞穂市、岐南町、笠松町、北方町

大垣都市計画区域：大垣市、垂井町、神戸町、安八町

羽島都市計画区域：羽島市

各務原都市計画区域：各務原市

関都市計画区域：関市

中津川都市計画区域：中津川市

美濃都市計画区域：美濃市

恵那都市計画区域：恵那市

高富都市計画区域：山県市

可児都市計画区域：可児市

関ヶ原都市計画区域：関ヶ原町

御嵩都市計画区域：御嵩町、可児市

高山都市計画区域：高山市

多治見都市計画区域：多治見市

土岐都市計画区域：土岐市

古川都市計画区域：飛騨市

神岡都市計画区域：飛騨市

本巣都市計画区域：本巣市

八幡都市計画区域：郡上市

下呂都市計画区域：下呂市

瑞浪都市計画区域：瑞浪市

美濃加茂都市計画区域：美濃加茂市、富加町、川辺町、坂祝町

海津都市計画区域：海津市

養老都市計画区域：養老町

輪之内都市計画区域：輪之内町

揖斐都市計画区域：揖斐川町、大野町、池田町

八百津都市計画区域：八百津町

以上の27区域38市町

なお、岐阜、大垣、羽島、各務原都市計画区域については、平成30年度岐阜県都市計画区域マスタープラン策定調査業務委託の調査結果を引き継いで行うこと。

(2) 業務内容のうち第6条の(8)の業務内容を行う調査対象都市計画区域

岐阜都市計画区域：岐阜市、瑞穂市、岐南町、笠松町、北方町

大垣都市計画区域：大垣市、垂井町、神戸町、安八町

多治見都市計画区域：多治見市

羽島都市計画区域：羽島市
各務原都市計画区域：各務原市
以上の 5 区域 12 市町

なお、岐阜、大垣、羽島、各務原都市計画区域については、平成 30 年度岐阜県都市計画区域マスタープラン策定調査業務委託の調査結果を引き継いで行うこと。

(業務内容)

第 6 条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 都市計画基礎調査データの分析

・平成 31 年度までに行われた 38 市町の都市計画基礎調査のデータにより、下記の項目について分析する。

分析方法については、都市計画基礎調査データ分析例（平成 25 年 7 月、国土交通省都市局都市計画課都市計画調査室）を参照すること。

【都市計画基礎調査データ分析項目】

①人口

- A0101 人口・世帯数の推移
- A0102 人口密度の推移
- A0103 年齢階級別人口の推移
- A0104 人口の増減要因
- A0105 D I D 地区の状況
- A0106 昼夜間人口の状況
- A0107 通勤・通学の状況

②産業

- A0201 産業分類別の就業者数の推移
- A0202 事業所数の推移
- A0203 製造業の状況
- A0204 小売業の状況
- A0205 買い物の利便性

③土地利用

- A0301 土地利用状況の推移
- A0302 住宅の敷地規模の状況
- A0303 宅地開発の状況

④建物

- A0401 建物利用現況及び変化
- A0402 市街地の安全性
- A0403 建蔽・容積等の状況
- A0404 市街化調整区域における建物連担状況

<p>A0405 大規模小売店舗の立地動向</p> <p>A0406 更新が見込まれる地区</p> <p>⑤都市施設</p> <p>A0501 都市施設のカバー率（面積、人口）</p> <p>⑥交通</p> <p>A0601 公共交通の状況</p> <p>A0602 主要施設へのアクセシビリティ指標</p> <p>⑦地価</p> <p>A0701 地価の推移</p> <p>⑧自然的環境等</p> <p>A0801 緑被率の推移</p>

・その他に市町策定の解析報告書がある場合は、別に都市計画区域ごとにまとめる。

(2) 都市計画基礎調査データの解析

上記(1)の都市計画基礎調査データ分析結果を解析し、項目ごとに各都市計画区域における課題を抽出する。

(3) 市町の素案について主要な都市計画（地域地区、地区計画、都市施設等）について、下記の段階ごとに整理する。

なお、整理にあたっては、甲において関係各機関との調整・協議を随時行うが、この調整・協議による県素案の修正にかかる修正作業等をその都度行う。

<p>①都市計画区域マスタープランの見直しと同時に実施する計画</p> <p>②中間見直しまでに実施する計画</p> <p>③次回の見直しまでに実施する計画</p> <p>④次回の見直し以降の計画</p> <p>⑤時期が未定のもの</p>

(4) 総括図の作成

- ・素案に基づき都市計画区域マスタープラン（案）の内容を具体的に示すための総括図を作成する。図はA3版を基本とする。
- ・総括図は、下記のとおり、都市計画の段階別の図面及びその統合した図面とする。

<p>①都市計画区域マスタープランの見直しと同時に実施する計画</p> <p>②中間見直しまでに実施する計画</p> <p>③次回の見直しまでに実施する計画</p> <p>④次回の見直し以降の計画</p> <p>⑤時期が未定のもの</p> <p>⑥上記①～⑤までを統合して同一図面で表現</p>

(5) 県素案のとりまとめ及び調整・修正

- ・(1)～(4)における調整を行いながら市町素案を修正し、県素案を作成する。
- ・県の素案にあたっては、甲において関係各機関との調整・協議を随時行うが、この調整・協議による県素案の修正にかかる提案及び修正作業をその都度行う。

(6) 各種意見による調整・修正

全27区域の県素案に対して、発注者において住民意見の聴取・パブリックコメント・公聴会を行うが、この意見による県素案の修正にかかる検討・提案及び修正作業をその都度行う。

(7) 各種協議資料の作成

各市町、県関係機関、国関係機関等との協議を行うため、調査対象都市計画区域の都市計画区域マスタープラン(案)にかかる付属資料を整理し、とりまとめる。

(8) 区域区分に関する都市計画の関係資料の作成

区域区分を行う都市計画区域において、市町から提出される区域区分に関する都市計画の素案を基に国関係機関との協議資料の修正作業を行う。

(成果品)

第7条 本業務の成果品は以下のとおりとし、乙はその内容について十分な精査を行い、期限までに甲に提出するものとする。

- | | |
|--------------------------|----|
| ①各種協議資料 | 1式 |
| ②報告書 | 1部 |
| ③総括図 | 1式 |
| ④報告書、各種協議資料の電子データ一式 CD-R | 1部 |

第3章 その他

(履行期限)

第8条 本業務の履行期限は、平成32年3月19日とする。

(資料の貸与)

第9条 乙が必要とする資料については、甲の承諾を受けて借りることができる。ただし、乙は、甲の承諾なくして、貸与した資料を他への公表もしくは貸与してはならない。

(秘密厳守)

第10条 乙は、業務上知り得た秘密は、他に漏らしてはならない。

(留意事項)

第11条 当該委託における消費税及び地方消費税の取扱い等については、今後国土交通省から方針等が示されたときには、変更する可能性があります。